

地域保健・健康増進事業報告の概要

1 報告の目的

地域保健・健康増進事業報告は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

なお、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が報告対象になったため、平成 20 年度より報告名を地域保健・老人保健事業報告から地域保健・健康増進事業報告と改めた。

2 報告の対象

保健所及び市町村

3 報告の種類

年度報

4 報告事項

- (1) 地域保健事業（地域保健法，母子保健法，予防接種法 等）

母子保健，健康増進，歯科保健，精神保健福祉，衛生教育，職員の配置状況 等

- (2) 健康増進事業（健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2）

健康手帳の交付，健康診査，機能訓練，訪問指導，がん検診 等

5 報告の系統

厚生労働省－都道府県－保健所－市町村

6 用語について

健康増進事業報告

- (1) 開催回数・実施回数

開催した場所（会場）及び実施した施設（場所）ごとに，1 日を 1 単位として開催及び実施した回数である。

注）開催回数及び実施回数は，昭和 6 1 年度までは 4 時間以内を 1 回とし，4 時間を超える場合は，4 時間までを増すごとに 1 回を加える方法で算出されていたものである。

- (2) 従事者延人員

常勤・非常勤・臨時雇い上げ・委託等を問わず 1 日を 1 人として従事した者の延人員である。

衛生行政報告例の概要

1 報告の目的

衛生行政報告例は、衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市

3 報告の種類

年度報及び隔年報とする。

4 報告事項

精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係、乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、特定医療（指定難病）・特定疾患関係、狂犬病予防関係

5 報告の系統

厚生労働省一都道府県・指定都市・中核市

6 用語について

特定医療費（指定難病）・特定疾患関係

(1) 特定疾患医療受給者証

特定疾患治療研究事業の対象者（軽快者を除く。）として認定された者に交付される。

(2) 特定医療費（指定難病）受給者証

「指定難病」と診断され、かつ病状の程度が一定以上として認定された者に交付される。